

つしまし社協居宅介護支援事業所 重 要 事 項 説 明 書

当事業所は介護保険法に基づいて指定を受けています。

(愛知県指定 第2372700068号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

★☆☆ 目次 ★☆☆

1. 事業の目的	2
2. 運営の方針	2
3. 事業者（法人）の概要	2
4. 事業所の概要	2
5. 事業実施地域及び営業時間	3
6. 職員の体制	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	7
9. 苦情の受付について	7

1. 事業の目的

介護保険法令に従い、契約者（利用者）が居宅において、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。

2. 運営の方針

事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。必要に応じ、関係市町村、地域包括支援センター、他の特定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携に努めます。

利用者への虐待や身体拘束を未然に防ぐため法人全体で対策を検討し、職員に対し定期的な研修を実施します。感染症や非常災害の発生時を想定し可能なかぎり業務の継続ができるよう業務継続計画を策定し、職員への周知、定期的な研修を実施します。

3. 事業者（法人）の概要

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 津島市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 愛知県津島市上之町1丁目60番地 |
| (3) 電話番号 | 0567-25-8411 |
| (4) 代表者氏名 | 会長 浅井 彦治 |
| (5) 設立年月 | 昭和50年4月1日 |

4. 事業所の概要

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2) 事業所の名称 | つしまし社協居宅介護支援事業所 |
| | 平成11年9月28日指定 |
| | 愛知県第2372700068号 |
| (3) 事業所の所在地 | 愛知県津島市上之町1丁目60番地 |
| (4) 電話番号 | 0567-27-1023 |
| (5) 管理者氏名 | 鴻巣 弘美 |
| (6) 開設年月 | 平成12年4月1日 |
| (7) 事業者が行っている他の事業 | |

当事業者では、次の業務もあわせて実施しています。

障害者総合支援事業

《相談支援事業》	つしまし社協障がい者相談支援事業所
	平成18年10月1日指定 一般相談
	愛知県2330300019号
	平成24年4月1日指定 特定相談
	愛知県2330300019号
	平成24年4月1日指定 障害児相談

愛知県2370300028号
《居宅介護事業》 つしまし社協訪問介護事業所
平成18年10月1日指定
愛知県2310300062号

5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

津島市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日は休み）
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
サービス提供時間帯	午前8時30分から午後5時15分まで

6. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	常勤 換算	指定 基準	職務の内容
1. 管理者		1			1	1	介護支援専門員 兼務
2. 介護支援専門員	2	1			3	1	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（38時間45分）で除した数です。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金

〈サービスの内容〉

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把

握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

ケアマネジメントの公平中立の確保を図るため、別紙により当事業所が前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護事業所等の割合を契約者に説明します。

居宅サービス計画の作成の流れ

- ①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はそのご家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
契約者は、居宅介護サービス計画等に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業者を位置付けた理由の説明を求めることができます。
- ③介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、サービス事業者、契約者、家族等の参加によるサービス担当者会議を開き、援助についての専門的意見を聞き、目標や援助方法、役割等の確認を行います。
感染症等の感染防止や多職種連携促進の観点から情報通信機器による会議も担当者会議に含みます。
- ⑤介護支援専門員は、サービス担当者会議の結果を踏まえて作成した居宅サービス計画の本案に契約者及びその家族等の同意を得て、居宅サービス計画を決定するものとします。

※入院時における医療機関との連携の推進について

居宅介護支援の提供の開始に当たり、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院医療機関にお伝えください。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または、事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑤障害福祉制度の相談支援専門員との連携

障害福祉サービスを利用されてきた障がいのある方が介護保険サービスを利用する場合等において、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員と密接な連携を図ります。

〈サービス利用料金（令和6年4月1日現在）〉

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

津島市は、地域加算区分が6級地と定められています。利用料金及び加算金額の合計金額に規定の換算率を乗じた金額を請求させていただきます。

*地域加算とは、地域間の人件費の差を調整するもので7区分（1級地～6級地、その他）に分けられています。全国共通の介護報酬に対してサービスの実施地域別、サービスの種別ごとに換算率を乗じたものです。（津島市は、1単位につき10,42円を乗じます）

ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合には、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払下さい。

○基本報酬

要介護1、2	要介護3、4、5
11,316円	14,702円

*上記に加え、以下の場合は、別途加算料金をお支払い下さい。

*利用者の死亡によりサービスに至らなかった場合でも、必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備を行ない、介護保険サービスが提供されたものと同等と認められる場合は基本報酬が発生します。

○初回加算 3,126円

①新規に居宅サービス計画を作成する場合

②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合

③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

○通院時情報連携加算 521円

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

○入院時情報連携加算Ⅰ 2, 605円

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、入院日以前、入院当日（営業時間終了後または営業日以外の入院は翌日含む）に当該病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合。

○入院時情報連携加算Ⅱ 2, 084円

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、入院した日の翌日または翌々日（営業時間終了後または入院日から起算して3日目が営業日以外の場合はその翌日も含む）に当該病院又は診療所の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合。

○退院・退所加算

（連携1回の場合）カンファレンス参加 無 4, 689円

カンファレンス参加 有 6, 252円

（連携2回の場合）カンファレンス参加 無 6, 252円

カンファレンス参加 有 7, 815円

（連携3回の場合）カンファレンス参加 有 9, 378円

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合

○緊急時等居宅カンファレンス加算 2, 084円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービスの利用に関する調整を行った場合

（2）交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方及び事業実施地域外の病院又は施設入所中の方で、当事業所のサービスを利用・相談される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費、駐車料金の実費をいただきます。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業実施地域を越えた地点から訪問走行距離1キロメートルにつき、20円に相当する額とします。

（3）利用料金のお支払方法

前記（1）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

ア．下記指定口座への振り込み

三菱UFJ銀行 津島支店 普通預金No. 557205

イ．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：全金融機関（一部利用できない場合もあります）

前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払下さい。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) 担当の介護支援専門員の決定

サービス提供時に、介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 （担当者）鴻巣 弘美

○受付時間

毎週月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び
12月29日から1月3日までの日は除く）

午前8時30分～午後5時15分

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの方の中から第三者委員を選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業者への苦情やご意見は、福祉サービスに関する苦情解決規程による「第三者委員」に相談することもできます。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

津島市役所 健康福祉部高齢介護課	所在地 津島市立込町2-21 電 話 0567-24-1117 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
愛知県国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目6-5 電 話 052-971-4165 受付時間 午前9時～午後5時
愛知県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁一丁目50 電 話 052-212-5515 受付時間 午前9時～午後5時

令和 年 月 日

<事業者>

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

つしまし社協居宅介護支援事業所

説明者

氏名

<利用者>

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

家 族

住所

氏名

(利用者との関係)

利用者は、身体の状態等により署名できないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者

住所

氏名

(利用者との関係)

別紙

ケアマネジメントの公正中立の確保における利用者への説明事項

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護等、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	44%
通所介護等	56%
福祉用具貸与	62%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

訪問介護	ニチイケアセンター 津島 14%	あいち海部農業 協同組合訪問介護 14%	ニチイケアセンター 愛西 13%
通所介護	津島ケアセンター まほろば 27%	デイサービスセンター 長寿の里・津島 10%	デイサービス アンの家 8%
地域密着型 通所介護	デイサービスセンター 古都 71%	津島柔整リハビリ デイサービスセンター 28%	
福祉用具貸与	パナソニック エイジフリーショップ あま津島 23%	いきいきライフ 研究所 22%	レンティック中部 ちゅーぶ名古屋 16%

判定期間 令和6年3月～令和6年8月